

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

■西条市庁舎
TEL0897-56-5151

■東予総合支所
TEL0898-64-2700

■丹原総合支所
TEL0898-68-7300

■小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ
前期高齢者（1割負担）の負担割合が据え置かれます

前期高齢者（70～74歳）で医療機関での窓口負担割合が1割の方は、平成18年の法改正によって、平成20年4月から負担割合が2割に引き上げられる予定でした。

しかし、高齢者医療制度が見直されることとなり、前期高齢者の窓口負担割合が平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれることになりました。

■注意事項

○今回の負担割合の据え置きについて、現在、前期高齢者で3割負担の方、老人保

健医療該当の方（65歳以上の一定以上の障害認定を受けた方）は変わりありません。

○毎年8月には前年の所得状況によって、負担割合が変更される場合があります。

○保険証については、制度の内容が正式に分かり次第、ご案内して更新手続きをさせていただきます。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 国保係
TEL0897-52-1447

40～74歳全員を対象とした
特定健康診査、特定保健指導が4月から始まります

国の医療制度改革「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、健康診査とそれに伴う保健指導の仕組みが大き

く変わり、平成20年4月から特定健康診査と特定保健指導が始まります。（別表参照）
これは、年々増加する医療費の中で国民医療費の約3分の1を占める生活習慣病（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等）の予防・減少を目的として行い、医療費の抑制を図ろうとするものです。

現在、市では国民健康保険被保険者を対象とした「特定健康診査等実施計画」を策定中です。詳しい内容が決まりましたら広報紙等でお知らせします。

■特定健康診査とは

国民健康保険・社会保険・各共済組合などの各医療保険者が、40～74歳の加入者全員を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目で健康診査を行い、該当者等を見つけて出す健診のことです。

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪が原因で高血圧、高血糖、脂質異常の症状が2つ以上見受けられる状態のことです。

■特定保健指導とは

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームの

予備群または該当者として判定された全員に、生活習慣の改善に向けた支援（動機づけ支援、積極的支援）を各医療保険者が行う保健指導のことです。

■問合せ 市庁舎本館国保医療課 国保係
TEL0897-52-1447

■国の医療制度改革による健康診査・保健指導の変更点

	平成20年3月まで	平成20年4月から
目的	個別疾患の早期発見・早期治療。	内臓脂肪型肥満に着目した健診、保健指導によって、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者等を減少させる。
内容	健診結果の伝達、理想的な生活習慣に係る一般的な情報提供。	身体の状態と生活習慣との関係を理解し、自らが生活習慣の改善を認識して行動変容につなげる。
実施主体	市町村	各医療保険者

電話予約で各種証明書等の交付ができます

住民票、印鑑登録証明書、税の証明書等は、担当課へ電話予約をしておけば、市役所の執務時間外（夜間、土・日曜日、祝日など）にそれぞれの庁舎で受け取ることができます。

■電話予約が可能な証明書等（担当課）

- 住民票、印鑑登録証明書（市庁舎本館市民課、各総合支所市民福祉課）
- 所得証明書、納税証明書、評価証明書など（市庁舎本館納税課、各総合支所税務課）
- 電話予約の受付日時 月～金曜日の8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）
- 予約交付の電話番号 各庁舎の代表電話番号（当頁上記に記載）へおかけください。

※各書類の交付には1通につき200円の手数料が必要です。交付の際に持参いただくものなど、詳しくは電話予約の際にお問い合わせください。